

改正後	改正前
<p><u>I</u> 共通事項</p> <p>1. 第1号（申込みとなることの表示について） （1）～（3） 略</p> <p>2. 第2号（確認・訂正機会の提供）について （2）以下の①及び②の両方を満たしているような場合は、一般に、第2号で定める行為に該当しないと考えられる。（参考：【画面例1】、【画面例4】）</p> <p>① （略）</p> <p>② ①により申込み内容を確認した上で、以下のいずれかの措置により、容易に訂正できるようになっていること。</p> <p>II いわゆる定期購入契約の場合 販売業者が定期購入契約の申込みを受ける場合においては、上記Iのほか、以下に留意する必要がある。</p> <p>1. 第1号（申込みとなることの表示について） （1）以下のような場合は、一般に、第1号で定める行為に該当しないと考えられる。</p> <p>A. 申込みの最終確認画面に申込者が締結することとなる定期購入契約（以下単に「定期購入契約」という。）の主な内容 が全て表示され、その画面上で「この内容で注文する」といったボタンをクリックしてはじめて申込みになる場合。（参考：【画面例7】）</p> <p>B. 「注文内容を確認する」といったボタンをクリックすることにより</p>	<p>1. 第1号（申込みとなることの表示について） （1）～（3） 略</p> <p>2. 第2号（確認・訂正機会の提供）について （2）以下の<u>I</u>及び<u>II</u>の両方を満たしているような場合は、一般に、第2号で定める行為に該当しないと考えられる。（参考：【画面例1】、【画面例4】）</p> <p><u>I</u> （略）</p> <p><u>II. I</u>により申込み内容を確認した上で、以下のいずれかの措置により、容易に訂正できるようになっていること。</p>

定期購入契約の主な内容が全て表示され、当該操作を行って始めて申込みが可能となっている場合。(参考：【画面例8】)

(2) 以下のような場合は、第1号で定める行為に該当するおそれがある。

- A. 申込みの最終段階の画面上において、定期購入契約の主な内容の全てが表示されていない場合。
- B. 申込みの最終段階の画面上において、定期購入契約の主な内容の全てが容易に認識できないほどその一部が離れた場所に表示されている場合。(参考：【画面例9】)

2. 第2号(確認・訂正機会の提供)について

(1) 以下の①及び②の両方を満たしているような場合は、一般に、第2号で定める行為に該当しないと考えられる。(参考：【画面例7】、【画面例8】)

① 申込みの最終段階で、以下のいずれかの措置が講じられ、定期購入契約の主な内容を容易に確認できるようになっていること。

- A. 申込みの最終段階の画面上において、定期購入契約の主な内容が全て表示され、確認できるようになっている場合。
- B. 申込みの最終段階の画面上において、「注文内容を確認する」といったボタンをクリックすることにより定期購入契約の主な内容の全てが確認できる場合。

② ①により定期購入契約の主な内容の全てを確認した上で、以下のいずれかの措置により、容易に訂正できるようになっていること。

- A. 申込みの最終段階の画面上において、「変更」「取消し」といったボタンが用意され、そのボタンをクリックすることにより訂

正できるようになっている場合。

- B. 申込みの最終段階の画面上において、「修正したい部分があれば、ブラウザの戻るボタンで前のページに戻ってください」といった説明がなされている場合。

(2) 以下のような場合は、第2号で定める行為に該当するおそれがある。

申込みの最終段階の画面上において、定期購入契約の主な内容が全て表示されず、又はその一部が容易に認識できないほど離れた場所に表示されており、これを確認及び訂正するための手段（「注文内容を確認する」などのボタンの設定や、「ブラウザの戻るボタンで前に戻ることができる」旨の説明）も提供されていない場合。（参考：【画面例10】）

【画面例1】～【画面例6】（略）

【画面例7】

【画面例1】～【画面例6】（略）

注文内容確認
注文内容を確認し、注文を確定してください(これが最後の手続きです)。
下記の注文内容が正しいことを確認してください。
[注文を確定する]ボタンをクリックするまで、実際の注文は行われません。

○注文明細

商品名 (定期購入コース)	○○定期購入 (5か月間購入コース)	備考
商品価格	1,000円(税抜) 3,000円(税抜)	初回(月)分 第2回～第5回分
送料	2,500円(税込)	5か月分
消費税	1,040円	
総額	16,540円(税込)	5か月間購入コース

○お届け先 ○発送方法: 宅配便
消費 太郎 ○支払方法
〒100-xxxxx △△カード xxxxx-xxxx
東京都千代田区霞が関x-x-x 有効期限: 06/2020

[TOPに戻る\(注文は確定されません\)](#)

